

# Compliance

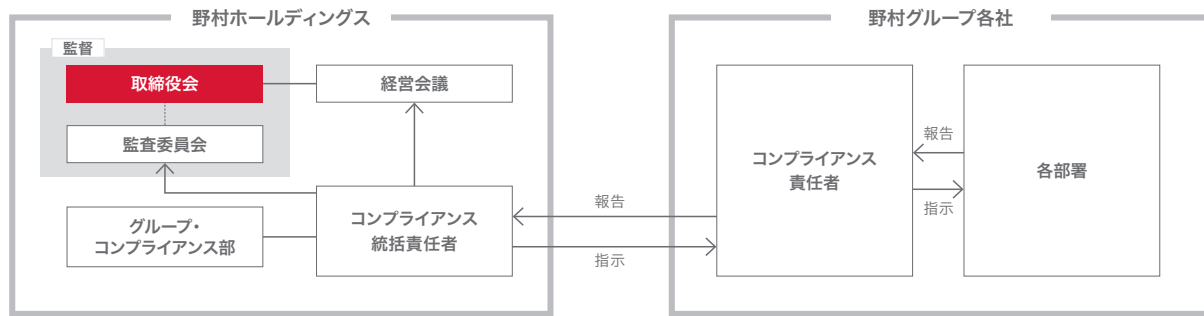
野村グループでは、コンプライアンスおよびコンダクト・リスク管理を経営上の重要課題の一つと位置付けています。コンプライアンスの推進およびコンダクトの適正化のための体制や取り組みについてまとめた「コンダクト・プログラム」を制定し、法令遵守を超えた高いレベルでのコンプライアンスおよびコンダクト・リスク管理を遂行しています。

## コンプライアンス管理体制

野村グループは、グループ各社・全部署において法令遵守を徹底し、法令違反の疑いがある行為が発生しないよう、十分な管理体制を整備のうえ、業務運営を行っています。また、万一、問題が発生した場合には、経営レベルにまで迅速に伝達され、適切に対処する組織体制を構築・整備しています。

野村グループのコンプライアンス体制の責任者としてコンプライアンス統括責任者を選任しています。

また、各社および海外各地域にコンプライアンス責任者を設けています。コンプライアンス統括責任者は、統括部署であるグループ・コンプライアンス部への指示等を通じて、各社および海外地域のコンプライアンス責任者と連携し、グローバルなビジネス展開に対応した内部管理体制の強化、および海外拠点を含むグループ各社におけるコンプライアンス体制の整備・維持を図っています。



### コンプライアンスおよびコンダクトに関わる研修等の実施

野村グループでは、役職員に対し、コンプライアンスおよびコンダクトに関わるトレーニングを計画的に実施し、役職員の法令諸規則に関する知識水準の向

上と、コンプライアンス意識の高揚を図り、適正なビジネス・コンダクトを追求する企業風土を醸成するよう努めています。

### 分別管理および情報セキュリティ

野村グループでは、金融商品取引法および個人情報保護法などの法令諸規則に従い、顧客資産および

情報資産を適切に保護しています。詳しくは、ホームページをご覧ください。

### 顧客資産の適正な分別管理

野村証券では、金融商品取引法に基づいて適切な分別管理体制を構築し、お客様からお預かりしている有価証券や金銭と、野村証券自身が保有する資産とを明確に区分して管理することで、お客様の資産を適正に保全しています。

野村の分別管理  
<https://www.nomura.co.jp/guide/system/bunbetsu/>

### 情報資産・個人情報の適切な保護

野村グループでは、情報セキュリティに関する基本原則として「野村グループ情報セキュリティ基本方針」を定め、情報資産の適切な保護を図っています。この基本方針に則り、グループ各社はそれぞれ情報セキュリティ関連規定を整備し、各社の事業活動の特性などに応じて、お客様にご提供する情報などについても管理策の充実に努めています。特にお客様の個人情報については、個人情報保護法など関連法令の遵守、「野村グループ個人情報保護方針」等に則った厳格な取り扱いを徹底しています。

野村グループ個人情報保護方針  
<https://www.nomuraholdings.com/jp/policy/privacy.html>

## グローバルな金融犯罪対策の取り組み

野村グループでは、「野村グループ行動規範」において、以下の金融犯罪対策を基本方針とし、高いレベルの管理体制で金融犯罪対策に取り組んでいます。

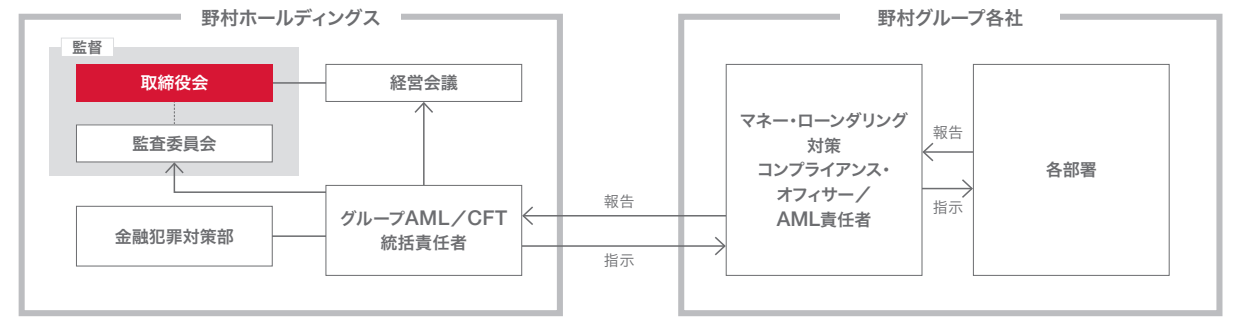
- 1 マネー・ロンダリングおよびテロ資金供与対策(AML/CFT)
- 2 反社会的勢力との取引の排除
- 3 贈収賄等の防止

グローバルな金融犯罪対策の取り組み  
[https://www.nomuraholdings.com/jp/company/compliance/index.html#aml\\_cft](https://www.nomuraholdings.com/jp/company/compliance/index.html#aml_cft)

### マネー・ロンダリングおよびテロ資金供与対策の管理態勢

野村グループでは、「野村グループ行動規範」の基本方針に加え、グローバルな方針として「野村グループ・マネー・ロンダリングおよびテロ資金供与対策方針」を策定し、各地域・グループ会社で遵守すべき基本方針を定めています。また、顧客管理、経済制裁対応などに重要な分野については、グループ全体を共通して適

用される具体的な基準を設けています。野村グループでは、各国の法令諸規則を遵守し、金融活動作業部会(FATF)が定める勧告など国際的な規制動向にも注視しながら、グループ全体で一貫したAML/CFT管理態勢の強化を図っています。



グループAML/CFT統括責任者:野村グループのAML/CFT管理態勢を整備し、実効性を維持する最高責任者  
金融犯罪対策部:グループAML/CFT統括責任者を補佐し、効果的なAML/CFT管理態勢を構築・維持  
マネー・ロンダリング対策コンプライアンス・オフィサー:野村グループ各社のAML/CFT管理態勢の責任者  
AML責任者(野村証券の各部署に設置):AML/CFTに係る管理態勢の推進の企画・実行

## 贈収賄等の防止の管理態勢

野村グループでは、「野村グループ行動規範」の基本方針に加え、グローバルな方針として「野村グループ贈収賄・腐敗行為防止方針」を策定し、各地域・グループ会社で遵守すべき基本方針を定めています。

本方針においては、「贈収賄・腐敗行為」を広く定義し、相手方を問わず、不正に利益を得ることを目的として「価値あるもの」を提供・受領すること等としています。

その上で、グループ全体として特に留意すべき行為類型(社外交流、寄付・スポンサーシップ・政治献金、採用等、第三者・仲介者等)については、それぞれ贈収賄・腐敗行為となる行為を禁止することを規定しています。

野村グループでは、各国の法令諸規則を遵守し、グループ全体で一貫した贈収賄等の防止の管理態勢の強化を図っています。

## 公正な金融取引の徹底

野村グループでは各国の法令諸規則を厳守し、市場の公正性・公平性確保のための管理体制を整備しています。詳細はホームページをご覧ください。

公正な金融取引の徹底  
<https://www.nomuraholdings.com/jp/company/compliance/index.html#insider>

- 1 インサイダー取引の防止
- 2 利益相反防止に向けた対策
- 3 相場操縦等不正取引の審査

法令違反の恐れのある注文の受託禁止、内部者登録カードの整備によるインサイダー取引の未然防止、法人関係情報や非公知の重要な情報の管理

野村グループ利益相反管理方針に基づくグループ全体としての利益相反管理体制の整備

売買審査の結果に基づくヒアリング、注意喚起、注文の受託停止等の装置  
定期的な審査結果の分析によるプロセスの有効性や健全性の検証を通じた適切な売買管理態勢の構築・維持